

新規就農者関連事業 説明会資料

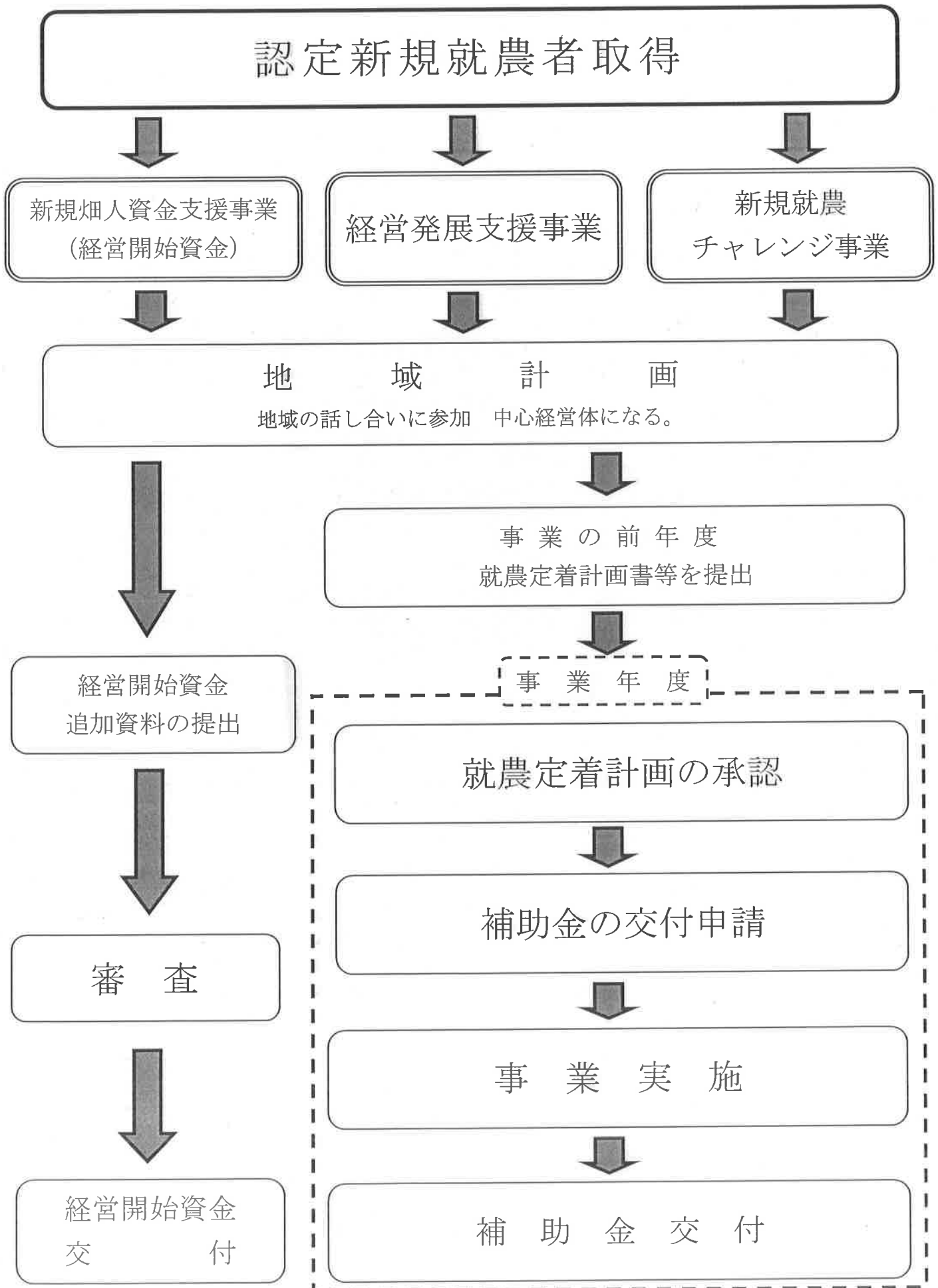
日時：令和 8 年 6 月 24 日（水）14：00

場所：糸満市役所 5 階 5 - d 会議室

次 第

1. 開会及び挨拶
2. 新規就農者向け関連事業のながれ 1
3. 青年等就農計画認定申請の要件等 2
4. 令和 8 年度 新規畑人資金支援事業 6
(経営開始資金)
5. 令和 9 年度 糸満市経営発展支援事業 12
6. 令和 9 年度 糸満市新規就農者チャレンジ事業 . . . 16
7. 質疑応答
8. 閉会

新規就農関連事業のながれ



糸満市青年等就農計画認定申請の要件等 (認定新規就農者制度)

令和8年4月作成
糸満市役所 農政課

1 青年等就農計画認定申請の要件等

1) 申請者の要件

ア 糸満市(以下、市)において新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業経営を開始して5年以内の青年等。市内に住所を有していない者を含む。

イ 農業経営を開始して5年後までに、主たる従事者の年間農業所得175万円以上、年間総労働時間1,200時間以上とする、達成可能な青年等就農計画を作成することができる青年等。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等は以下に掲げる者を含む。

(ア) 過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者で、新たに農業経営を営もうとする青年等。

(イ) 農業法人等の従業員として現に農業に従事している者で、新たに農業経営を営もうとする青年等。

エ その他

(ア) パソコン等を使用した経営管理及び書類等作成ができる青年等

(イ) 10a(1,000㎡、300坪)以上の農地の所有権又は農地法3条等による貸借権を有する青年等。また、認定後に農地を確保する者は、市内にて農地の所有権又は農地法3条等による貸借権の取得の予定がある青年等。

2) 青年等の範囲

ア 18歳以上45歳未満の者(農業経験や農業研修を要する)

イ 65歳未満であって、かつ次のいずれかに該当する者(知識・技能を有する者)

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者で、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

3) 留意事項

- ア 青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断する。
- イ 法人は、登記日における役員の年齢で判断する。その際、役員の過半数が青年等に該当する必要がある。
- ウ 認定後に農業経営を開始する青年等は、経営開始後直ちに市に報告すること。
- エ 次に掲げる者については、自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（3親等以内）の経営との区分を明確にするため、経営収支に関する帳簿の記載と自己の預金口座の開設を行うこと。
 - (ア) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合。
 - (イ) 親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開始する場合。
- オ 配偶者等が農業を行っている場合は、配偶者等の経営も含めて要件に該当するか判断する。

4) 複数市町村にまたがる経営の取り扱い

複数市町村において農業経営する者は、主たる農地がある市町村に対して認定申請を行うこと。

(例：農地が糸満市、南城市にある場合、総面積が大きい土地の市にて申請
糸満市 (300 m²)、南城市 (800 m²) ←この場合、南城市にて認定申請)

5) 夫婦等の共同申請の取り扱い

次に掲げる事項の全てが確認できる場合は、複数の者による青年等就農計画認定の共同申請を認める。

- (ア) 共同申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む）であること。
「同一の世帯」とは住居及び生計を同じくする親族集団とする。
- (イ) 家族経営協定等が締結されていること。
- (ウ) 家族経営協定等の中で農業経営から生ずる収益が共同申請者全てに帰属することが明確化されていること。
- (エ) 家族協定の中で農業経営に関する基本的事項について共同申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
- (オ) 家族協定等の取決めが遵守されていること。

6) 青年等就農計画の有効期間

- ア 青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定した日から起算して5年とする。
- イ 既に農業経営を開始した青年等は、認定した日から「農業経営開始日から起算して5年を経過した日」までとする。
- ウ 計画を変更した場合でも、変更前の有効期間となる。

応募の決まり

1) 申請書類の提出

随時受付。

ただし、認定審査は年間2～3回実施。

2) 申請書類等提出にあたっての注意事項

(1) 申請書類等は様式に沿って正確に作成すること。

(2) 申請書類等はパソコンで作成し印刷して提出すること。

(手書きは原則認めない)

(3) 申請書類等に不備不足、間違い等がない場合に限り受付するものとする。

(4) 申請書類等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

(5) 申請書類等の提出方法は、糸満市役所2階農政課へ直接持参とする。

(6) 受付後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、

審査の可否にかかわらず返却はしない。

(7) 虚偽の申請を行った者は、認定を取消し、以後申請を受け付けない。

3) 申請書類等の提出先

糸満市役所 経済部 農政課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 2階

青年等就農計画認定申請に必要な書類

| 書類名 | 備考 |
|-------------------------------------|----------------|
| 青年等就農計画認定 申請書 | 様式有 |
| 青年等就農計画認定 <u>添付資料</u> ※経営改善計画でも可 | 裏付け資料 様式有 |
| 履歴書 | 写真必須 様式有 |
| 農地及び農業機械・施設一覧 | 様式有 |
| 沖縄本島南部土地改良区で発行する 「完納証明書」 | 地下ダム水 利用者のみ |
| その他、市が必要とする書類 | |

※すでに農業経営開始している方は下記の資料も提出してください。

| | | |
|---|--------------------------------|----------------------------------|
| 前歴の証明書 | 退職証明書、 雇用保険受給資格者証の写し又は離職票原本 | 前歴によって必要な ものを提出すること |
| 前歴が学生等 | 卒業証書の写し等 | |
| 農地の権利の証明 ○所有：登記簿謄本 ○貸借：農地中間管理機構からの貸借、 農地法3条許可書 | | 所有・貸借などに応じて、 必要なものを提出 すること |
| 生産者登録の申請書等の写し及び 最初取引が発生した時の領収書等の写し | | 出荷先が複数なら すべて提出 |

・各様式は糸満市ホームページにてダウンロードすること。

糸満市ホームページ www.city.itoman.lg.jp

> ページ ID 検索 0002267 > 「新規就農関連事業」に関する様式について

糸満市役所 農政課
電話 098-840-8134

令和8年度 新規畑人資金支援事業(経営開始資金)

第1 新規畑人資金支援事業について

1 事業の内容

- 次世代を担う農業者となることを志向する者(以下「青年就農者」という。)
- に対して就農直後の経営確立に資する新規畑人資金支援事業(経営開始資金)(以下「資金」という。)を交付する

2 事業の種類

- (1)新規畑人資金支援事業(経営開始資金)
- (2)新規畑人資金支援事業(就農準備資金)

就農準備資金について(農業技術を習得したい者や就農前の者)
就農に向けて、沖縄県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等において研修を受ける者に対して年間165万円の給付金を交付する事業は下記の機関に問い合わせること。

南部農業改良普及センター

住所:南風原町字山川517 電話:098-889-3515

3 交付の要件等

本事業に応募ができる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

なお、交付の決定は、交付希望者のうち要件を全て満たし、かつ本事業の趣旨に沿った優先度の高い者(就農意欲、経営リスク、生活費確保の必要性の観点から審査した結果、優先度が高いと判断される者)に対して、予算の範囲内で交付する。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を持っていること。
- (2) 次に掲げる要件をすべて満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は農地法3条等による貸借権を交付対象者(以下、対象者)本人が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳と帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を持っていること。
 - カ 交付対象者が農業に常時従事する者であること。
- (3) 認定新規就農者であること。ただし、交付期間中に、認定の取り消しを受けた場合及び認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に経営開始資金申請 追加資料を添付したもの(以下「追加資料等」という)が次に掲げる基準に適合していること。

- ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で 175万円以上の所得を目標とする計画であること。
- イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 親元経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新技術の導入、収益性の高い作物への転換、新たな販路の開拓など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金等を独自に調達し、農業経営を開始した者。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (7) 追加資料等承認までに最低10アール（約300坪）以上の経営農地を所有している。又は貸借権等（農地中間管理機構からの農地の借り受け、農地法3条許可等）の設定を受けて借りていること。
- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等【生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等】を受けていないこと。
- (9) 雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援業、雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展支援事業による助成金の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保険等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (11) 市税等の滞納が無いこと。
- (12) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。
- (13) 糸満市で将来の農業の担い手として、糸満市のコミュニティへの積極的な参加に努め、糸満市の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。（農業青年クラブへの加入等）
- (14) 令和5年4月以降に農業経営を開始した者であること。

- (15) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

4 交付額と交付期間

- (1) 資金の額は、1年につき1人当たり165万円とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。
- ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

5 資金停止要件

次の事項に当てはまる場合は、市は資金の交付を停止する。

- (1) 交付の要件等を満たさなくなった場合。
- (2) 農業経営を中止した場合。
- (3) 農業経営を休止した場合。
- (4) 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。
- (5) 就農状況報告の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合
【例:追加資料等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など】。
- (6) 市交付規則第7の1に定める市が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる)。

6 資金の返還

次の要件に当てはまる場合は、対象者は資金を返還しなければならない。ただし、下記の(1)または(3)に当てはまる場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 資金停止要件の(1)から(7)までのいずれかに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分(資金停止要件(1)～(6)に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- (3) 資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた金額を返還する。

第2 交付対象者の手続きについて

1 追加資料等の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、追加資料等を作成し、市に承認申請する。

2 追加資料等の変更申請

追加資料等の承認を受けた者は、追加資料等の内容を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

3 交付申請

追加資料等の承認を受けた者は、交付申請書を作成し、市に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位として行うことを基本とする。

4 就農報告等

交付対象者は下記の内容を最大で8年間行なうこと。なお、提出書類はパソコンやワープロ等で作成し印刷して提出すること。(手書きは原則認めない。)提出がない場合は交付された金額が全額返還になることがあります。

(1) 就農状況報告

追加資料等の承認を受けた対象者は、交付期間中と交付期間終了後5年間、毎年7月末と1月末までに最低年2回及び市が必要とする場合に、その直近の6か月の就農状況報告と添付資料を市に提出し、市が行う現場調査等を受けること。

添付資料の例（作業日誌、所得証明書、決算書、確定申告書の写し、通帳、帳簿、その他市の必要とする書類）

(2) 住所変更報告

交付対象者は、交付期間内と交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第7号)を市に提出する。

(3) 就農中断報告

交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市に就農中断届を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を提出する。

5 返還免除

交付対象者は病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書を市に提出する。

第3 応募の決まり

1 申請書類

本事業に応募しようとする者は、青年等就農計画の認定後、本事業の申請書類を提出すること。

2 受付期間

随時

3 個人情報等の取扱い

提出された申請書類については、別に定める「新規畑人資金支援事業に係る個人情報の取扱いについて」に基づき取扱うこととする。

新規畑人資金支援事業(経営開始資金)申請に必要な書類

| No. | 書類 | 内容 | 備考 | チェック |
|-----|-------------|---|-------------------------|------|
| 1 | 青年等就農計画 認定書 | 認定日、経営開始日、認定の有効期限が記載されたもの | | |
| 2 | 経営開始資金の申請書 | 追加資料(別紙様式第1号) | | |
| | 収支計画 | (別紙様式第1号別添2) | 農業経営改善計画 | |
| | 経営リスク等確認シート | 親(三親等以内の親族)の農業経営を全部又は一部継承の場合 | | |
| 3 | 同意書 | 経営開始資金の個人情報同意書 | | |
| 4 | 離職票等 | 離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し | 就農計画申請後に経営開始された方のみ | |
| | 過去の経歴の証明 | 退職証明書、卒業証明書、研修終了証のうち前職が分かるもの | | |
| 5 | 農地の状況 | 農地一覧(別紙様式第1-2号別添5) | 就農計画申請時と状況が変わった方のみ | |
| | 農地の権利の証明 | 所有:登記簿謄本 貸借:農地中間管理機構からの貸借、 農法3条許可書 | 農地中間管理事業による借り受けの場合は必要なし | |
| 6 | 機械・施設の状況 | 機械・施設一覧 | 就農計画申請時と状況が変わった方のみ | |
| | 貸借契約書 | 農業機械を貸借している場合 | | |
| 7 | 出荷履歴 | 生産者登録の申請書、最初に取り引した領収書、契約書等の写し | 就農計画申請後に経営開始された方のみ | |
| 8 | 通帳・帳簿 | 経営開始した時点から現在までの内容が分かる通帳及び帳簿の写し | | |
| 9 | 所得 | 経営開始した年度から前年分までの所得証明書、世帯員全員分 | | |
| 10 | 身分証明書 | 運転免許証と健康保険証の両方の写し | | |
| 11 | 市税・健康保険 | 市税完納証明書 健康保険完納証明書 | | |
| 12 | その他 | 市が求める資料(園芸施設共済等への加入【園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ】) | | |

令和9年度 糸満市経営発展支援事業

1 糸満市経営発展支援事業について

市は、農業の担い手の育成、確保が課題であることから新規就農者が今後も農業を続けていけるよう、経営発展に必要な農業機械・農業施設等に係る費用の一部を助成します。

2 対象者：主な要件は以下のとおりです。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
- (2) 令和9年度又は令和8年度に、独立・自営就農とすること。
- (3) 認定新規就農者であること。
- (4) 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから 5 年以内に継承する者で、継承する経営を発展させる計画を立てること。

3 対象となる事業内容について

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹、機械等リース料等の初期的投資などの経費
例えば、以下のような取組が支援の対象となります。

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・育苗施設、集出荷施設（選果機）、畜舎など設備の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ・簡単な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）

4 事業内容の主な要件は以下のとおり

- (1) 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。
- (2) 事業費の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。
- (3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- (4) あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- (5) 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。（家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く）
- (6) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

5 事業の支援額・補助率

支援額：補助対象事業費 上限 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者は上限 500 万円）

補助率：都道府県支援分の 2 倍を国が支援（国の補助上限 1/2）

国費：1/2、県費：1/4、本人 1/4

例：補助上限額（1,000 万円）の機械もしくは施設を導入する場合

国費（1,000 万円×1/2=500 万円、もしくは県費（250 万円）×2=500 万円）

県費（1,000 万円×1/4=250 万円）、本人（1,000 万円×1/4=250 万円）

追加要件とその他注意事項

1 糸満市の追加要件

- ・ 市税及び健康保険税等の滞納が無いこと。
- ・ 農業に常時従事する者であること。
- ・ 経営者としての自覚を持ち、自力で経営計画の立案、作成のできる者。
- ・ 令和8年4月以降に農業を開始した者。

2 計画書承認申請の注意事項

- ・ 令和9年度に実施する事業の募集であり、定員は若干名とする。
- ・ 必ず農業経営をしている本人が事業申請すること。(例：親が子の名義で、夫が妻の名義で、雇用主が従業員の名義でなどの申請はできない。その場合は虚偽の申請となる。)
- ・ 申請書類は、様式に沿って正確に作成すること。
- ・ 申請書類はパソコンで作成し印刷して提出すること。(手書きは原則認めない。)
- ・ 経営改善計画書は印刷したものと電子データ(エクセル形式)の両方とも提出すること。
- ・ 申請書類や添付書類に不備不足、間違い等がない場合に限り受付するものとする。
- ・ 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・ 申請書類の提出方法は、糸満市役所2階農政課へ直接持参とする。
- ・ 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、審査の可否にかかわらず返却等はしない。
- ・ 就農定着計画書や経営改善計画書、その他提出書類等について、市は提出された書類を判断・審査するのみであり、書類作成は各自の責任で行い、用意すること。また、申請に使用した関係書類は各自でコピー等を行い保存すること。
- ・ 虚偽の申請を行った場合、助成金の全額を返還しなければならない。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 助成金交付後も交付の翌年から5年間「事業実施の報告」(作業日誌、生産量の集計表等)を提出する義務があります。交付完了で終わりではありませんので、それらのことも踏まえて申請してください。

3 優先度について

予算に限りがあるため、新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象する。

- ・ 農業生産に関しての研修の有無(農業大学や親元就農含む)
- ・ 経営の合理化に向けての取組(農作業の記録やアプリの活用、データを活用した農業の実施)
- ・ 家族経営協定の締結(法人や単身の場合も書面で定める)
- ・ みどりの食料システム法に基づく計画の実施又は認定の有無

経営発展支援事業 必要書類一覧

| No. | 書類 | 備考 | チェック |
|-----|--------------------|------------------------------------|------|
| 1 | 青年等就農計画認定書の写し | すでに認定を受けている方のみ | |
| 2 | 青年等就農計画申請書 | | |
| 3 | 経営改善計画書 | | |
| 4 | 経営発展支援事業 追加資料 | 様式あり | |
| 5 | 収支計画 | 様式あり | |
| 6 | 見積書 | 2社分以上 | |
| 7 | 仕様書 | 必ず見積書と同じ内容のもの | |
| 8 | 施設の配置図 | | |
| 9 | 施設の平面図 | | |
| 10 | 事業を導入する農地の位置がわかる地図 | | |
| 11 | 農地、機械・施設の一覧 | | |
| 12 | 農地の権利関係の書類 | 農地法3条許可書、農地中間管理機構からの貸借通知など | |
| 13 | 初めての出荷実績の証明 | 生産者登録の申請書、最初取引した領収書、契約書等の写しなど | |
| 14 | 所得証明書 | 経営開始日前年から現在までの証明 | |
| 15 | 主業が農業かの確認 | 前職を離職していることを証明する資料(退職証明書、研修終了証など) | |
| 16 | 身分証明書 | 運転免許証と健康保険証の両方の写し | |
| 17 | 履歴書 | | |
| 18 | 就農相談カードの写し | 就農コーディネーターへの就農相談 | |
| 19 | 通帳の写し | 経営開始している時期から必要 | |
| 20 | 月別の出荷実績 | | |
| 21 | 作業日誌 | 経営開始している時期から必要 | |
| 22 | 帳簿 | 経営開始している時期から必要 | |
| 23 | 市税・健康保険の完納証明 | 市税完納証明書(税務課) 健康保険完納証明書(国民健康保険課) | |
| 24 | その他、市が必要とする書類 | | |
| 25 | 自己資金の確保 | 補助対象外の金額の確保(消費税も含む)【借入、自己資金】 | |

令和9年度 糸満市新規就農者チャレンジ事業

1 新規就農者チャレンジ事業について

市は、農業の担い手の育成、確保が課題であることから新規就農者が今後も農業を続けていけるよう、経営発展に必要な農業機械・農業施設等に係る費用の一部を助成する。

2 対象者：主な要件は以下のとおり

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、65歳未満であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を示していること
- (2) 認定新規就農者であること
- (3) 申請時において、経営開始資金を受給していないこと。(受給終了後に申請可能)
- (4) 申請時において、経営発展支援事業を受給していないこと。過去において、受給していた場合すでに成果目標を上回る成果を上げている、または事業実施年度の経営規模が以下のア若しくはイを上回っていること。
ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
ア 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画における当該実施年度の前年度の経営規模
イ 糸満市基本構想(令和5年9月策定)における年間所得目標(175万円以上)を5で割った値に農業経営開始からの年数を掛けて得た数

3 対象となる事業内容について

機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹、機械等リース料等の初期的投資などの経費
例えば、以下のような取組が支援の対象となります。

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・育苗施設、集出荷施設(選果機)、畜舎など設備の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ・簡単な基盤整備(区画整理、畦畔の除去)

4 事業内容の主な要件について

- (1) 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上 であること。
- (2) 事業費の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下 のものであること。
- (3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような 汎用性の高いものでないこと。
- (4) あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。
- (5) 園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。(家畜の導入、果樹・茶の新植・改植は除く)
- (6) 個々の事業内容について、単年度で完了 すること。

5 事業の支援額・補助率

支援額：補助対象事業費 上限 1,500 万円

補助率：補助額に 10 分の 3 を掛けた額 以内 (例：1,500 万円 \times 3/10 = 450 万円)

国費：補助額 \times 3/10 、 本人：補助額 - 国費 (補助額 \times 3/10)

(例：補助上限額 (1,500 万円) の機械、若しくは施設を導入する場合

国費 (1,500 万円 \times 3/10 = 450 万円)、本人 (1,500 万円 - 国費 (450 万円) = 1,050 万円)

追加要件とその他注意事項

1 糸満市の追加要件

- ・ 市税及び健康保険税等の滞納が無いこと。
- ・ 農業に常時従事する者であること。
- ・ 経営者としての自覚を持ち、自力で経営計画の立案、作成のできる者。
- ・ 令和8年4月以降に農業を開始した者。

2 計画書承認申請の注意事項

- ・ 令和9年度に実施する事業の募集であり、定員は若干名とする。
- ・ 必ず農業経営をしている本人が事業申請すること。(例：親が子の名義で、夫が妻の名義で、雇用主が従業員の名義でなどの申請はできない。その場合は虚偽の申請となる。)
- ・ 申請書類は、様式に沿って正確に作成すること。
- ・ 申請書類はパソコンで作成し印刷して提出すること。(手書きは原則認めない。)
- ・ 経営改善計画書は印刷したものと電子データ(エクセル形式)の両方とも提出すること。
- ・ 申請書類や添付書類に不備不足、間違い等がない場合に限り受付するものとする。
- ・ 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・ 申請書類の提出方法は、糸満市役所2階農政課へ直接持参とする。
- ・ 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、審査の可否にかかわらず返却等はしない。
- ・ 就農定着計画書や経営改善計画書、その他提出書類等について、市は提出された書類を判断・審査するのみであり、書類作成は各自の責任で行い、用意すること。また、申請に使用した関係書類は各自でコピー等を行い保存すること。
- ・ 虚偽の申請を行った場合、助成金の全額を返還しなければならない。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 助成金交付後も交付の翌年から5年間「事業実施の報告」(作業日誌、生産量の集計表等)を提出する義務があります。交付完了で終わりではありませんので、それらのことも踏まえて申請してください。

3 優先度について

予算に限りがあるため、新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から配分の対象する。

- ・ 農業生産に関する研修の有無(農業大学や親元就農含む)
- ・ 経営の合理化に向けた取組(農作業の記録やアプリの活用、データを活用した農業の実施)
- ・ 家族経営協定の締結(法人や単身の場合も書面で定める)
- ・ みどりの食料システム法に基づく計画の実施又は認定の有無

新規就農者チャレンジ事業 必要書類一覧

| No. | 書 類 | 備 考 | チェック |
|-----|--------------------|------------------------------------|------|
| 1 | 青年等就農計画認定書の写し | すでに認定を受けている方のみ | |
| 2 | 青年等就農計画申請書 | | |
| 3 | 経営改善計画書 | | |
| 4 | 経営発展支援事業 追加資料 | 様式あり | |
| 5 | 収支計画 | 様式あり | |
| 6 | 見積書 | 2社分以上 | |
| 7 | 仕様書 | 必ず見積書と同じ内容のもの | |
| 8 | 施設の配置図 | | |
| 9 | 施設の平面図 | | |
| 10 | 事業を導入する農地の位置がわかる地図 | | |
| 11 | 農地、機械・施設の一覧 | | |
| 12 | 農地の権利関係の書類 | 農地法3条許可書、農地中間管理機構からの貸借通知など | |
| 13 | 初めての出荷実績の証明 | 生産者登録の申請書、最初に取り引した領収書、契約書等の写しなど | |
| 14 | 所得証明書 | 経営開始日前年から現在までの証明 | |
| 15 | 主業が農業かの確認 | 前職を離職していることを証明する資料(退職証明書、研修終了証など) | |
| 16 | 身分証明書 | 運転免許証と健康保険証の両方の写し | |
| 17 | 履歴書 | | |
| 18 | 就農相談カードの写し | 就農コーディネーターへの就農相談 | |
| 19 | 通帳の写し | 経営開始している時期から必要 | |
| 20 | 月別の出荷実績 | | |
| 21 | 作業日誌 | 経営開始している時期から必要 | |
| 22 | 帳簿 | 経営開始している時期から必要 | |
| 23 | 市税・健康保険の完納証明 | 市税完納証明書(税務課) 健康保険完納証明書(国民健康保険課) | |
| 24 | その他、市が必要とする書類 | | |
| 25 | 自己資金の確保 | 補助対象外の金額の確保(消費税も含む)【借入、自己資金】 | |